



# 山形県公報

平成19年7月10日(火)  
第1856号  
~~~~~  
毎週火・金曜日発行

## 目次

### 告 示

|                                  |                     |      |
|----------------------------------|---------------------|------|
| 指定居宅サービス事業者の指定.....              | ( 置賜総合支庁福祉課 ) ...   | 1053 |
| 指定介護予防サービス事業者の指定.....            | ( 同 ) ...           | 同    |
| 指定居宅介護支援事業者の指定.....              | ( 同 ) ...           | 1054 |
| 障害者自立支援法による指定障害福祉サービス事業者の指定..... | ( 同 ) ...           | 同    |
| 土地改良区の役員の退任の届出.....              | ( 村山総合支庁農村計画課 ) ... | 同    |
| 土地改良区の役員の就任の届出.....              | ( 同 ) ...           | 1055 |
| 土地改良区の管理規程の変更の認可.....            | ( 同 ) ...           | 1056 |

### 選挙管理委員会関係

#### 告 示

平成7年3月県選挙管理委員会告示第14号(公職選挙法により市町村選挙管理委員会において指定した個人演説会等を開催することのできる施設)の一部改正..... 同

### 公 告

|                                    |                     |      |
|------------------------------------|---------------------|------|
| 平成19年度2等海士及び2等空士として採用する自衛官の募集..... | ( 市町村課 ) ...        | 1057 |
| 特定非営利活動法人の設立の認証の申請.....            | ( 置賜総合支庁企画振興課 ) ... | 同    |
| 一般競争入札の公告.....                     | ( 情報企画課 ) ...       | 同    |

## 告 示

### 山形県告示第710号

介護保険法(平成9年法律第123号)第41条第1項の規定により、指定居宅サービス事業者を次のとおり指定した。

平成19年7月10日

山形県知事 齋 藤 弘

| 指定居宅サービス事業者の名称及び所在地         | 事業所の名称及び所在地                 | 居宅サービスの種類 | 指定年月日       |
|-----------------------------|-----------------------------|-----------|-------------|
| 株式会社オフィス山形<br>米沢市小野川町2769番地 | デイサービスたちばな<br>米沢市小野川町2769番地 | 通 所 介 護   | 平成19. 6. 28 |

### 山形県告示第711号

介護保険法(平成9年法律第123号)第53条第1項の規定により、指定介護予防サービス事業者を次のとおり指定した。

平成19年7月10日

山形県知事 齋 藤 弘

| 指定介護予防サービス事業者の名称及び所在地       | 事業所の名称及び所在地                 | 介護予防サービスの種類 | 指定年月日      |
|-----------------------------|-----------------------------|-------------|------------|
| 株式会社オフィス山形<br>米沢市小野川町2769番地 | デイサービスたちばな<br>米沢市小野川町2769番地 | 介護予防通所介護    | 平成19. 6.28 |

## 山形県告示第712号

介護保険法（平成9年法律第123号）第46条第1項の規定により、指定居宅介護支援事業者を次のとおり指定した。

平成19年7月10日

山形県知事 齋 藤 弘

| 指定居宅介護支援事業者の名称及び所在地         | 事業所の名称及び所在地                   | 指定年月日      |
|-----------------------------|-------------------------------|------------|
| 株式会社オフィス山形<br>米沢市小野川町2769番地 | あったか介護相談センター<br>米沢市小野川町2769番地 | 平成19. 6.28 |

## 山形県告示第713号

障害者自立支援法（平成17年法律第123号）第29条第1項の規定により、指定障害福祉サービス事業者を次のとおり指定した。

平成19年7月10日

山形県知事 齋 藤 弘

| 指定障害福祉サービス事業者の名称及び主たる事務所の所在地                           | 事業所の名称及び所在地                          | 障害福祉サービスの種類 | 指定年月日      |
|--------------------------------------------------------|--------------------------------------|-------------|------------|
| 社会福祉法人山形県手をつなぐ育成会<br>山形市小白川町二丁目3番31号<br>山形県総合社会福祉センター内 | 松風園しょうがい者短期入所事業所<br>米沢市万世町梓山5494番地の1 | 短期入所        | 平成19. 7. 1 |

## 山形県告示第714号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第16項の規定により、上山市土地改良区の次の役員が退任した旨の届出があった。

平成19年7月10日

山形県知事 齋 藤 弘

| 理事及び監事の別 | 氏名   | 住所         |
|----------|------|------------|
| 理事       | 木村剛仁 | 上山市原口481番地 |
| 同        | 高橋位典 | 同 高松35番地   |
| 同        | 遠藤健一 | 同 仙石30番地   |
| 同        | 北澤久敏 | 同 相生16番地   |
| 同        | 高橋義明 | 同 泉川7番地    |
| 同        | 鈴木孝  | 同 阿弥陀地10番地 |

|    |      |   |           |
|----|------|---|-----------|
| 同  | 高橋恒男 | 同 | 小穴10番地    |
| 同  | 佐藤敏幸 | 同 | 牧野1番地     |
| 同  | 得政文和 | 同 | 上生居36番地   |
| 同  | 黒田源  | 同 | 皆沢559番地   |
| 同  | 山口英男 | 同 | 小倉2番地     |
| 監事 | 菅野義勝 | 同 | 金瓶字北158番地 |
| 同  | 木村芳松 | 同 | 下生居168番地  |
| 同  | 川口英男 | 同 | 川口37番地    |

## 山形県告示第715号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第16項の規定により、上山市土地改良区の役員に次の者が就任した旨の届出があった。

平成19年7月10日

山形県知事 齋藤 弘

| 理事及び監事の別 | 氏名   | 住 所         |
|----------|------|-------------|
| 理 事      | 木村剛仁 | 上山市原口481番地  |
| 同        | 高橋位典 | 同 高松35番地    |
| 同        | 遠藤健一 | 同 仙石30番地    |
| 同        | 高橋義明 | 同 泉川7番地     |
| 同        | 得政文和 | 同 上生居36番地   |
| 同        | 加藤幸治 | 同 三上27番地    |
| 同        | 工藤庄一 | 同 小倉73番地    |
| 同        | 高橋孝一 | 同 牧野1378番地  |
| 同        | 齋藤吉昭 | 同 榎下3番地     |
| 同        | 山口 閣 | 同 藤吾776番地   |
| 同        | 秋葉勝身 | 同 細谷28番地    |
| 監 事      | 菅野義勝 | 同 金瓶字北158番地 |

|   |      |   |             |
|---|------|---|-------------|
| 同 | 木村芳松 | 同 | 下生居168番地    |
| 同 | 松田俊一 | 同 | 川口53番地の内1号地 |

## 山形県告示第716号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第57条の2第3項の規定により、土地改良区の管理規程の変更を次のとおり認可した。

平成19年7月10日

山形県知事 齋藤 弘

- 1 土地改良区の名称  
村山北部土地改良区
- 2 事務所の所在地  
尾花沢市大字尾花沢字南原1601番3
- 3 変更に係る管理規程の名称  
和合頭首工管理規程、西原頭首工管理規程及び鷹ノ巣頭首工管理規程
- 4 管理規程の変更の概要  
計画取水量について、取水量の項目の見直しを行ったもの
- 5 認可年月日  
平成19年7月2日
- 6 その他

この認可の取消しの訴えは、山形県を被告として（訴訟において山形県を代表する者は、山形県知事となる。）認可のあったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に提起することができる。

## 選挙管理委員会関係

### 告 示

## 山形県選挙管理委員会告示第101号

平成7年3月県選挙管理委員会告示第14号（公職選挙法により市町村選挙管理委員会において指定した個人演説会等を開催することのできる施設）の一部を次のように改正する。

平成19年7月10日

山形県選挙管理委員会

委員長 熊谷 誠

- 「 “ 飯塚住宅集会場 ” を 「 “ 飯塚住宅集会場 ” に、  
 “ 山形市南部児童館 ”
- 「 上山市 南部体育館 」を 「 上山市 南部体育館  
 長井市 長井市伊佐沢コミュニティ施設 」 に、
- 「 “ 大江農村勤労福祉センター ” を 「 “ 大江町特別豪雪地帯克雪管理センター ” に、  
 “ 柳川平地区生活改善センター ”
- 「 “ 白鷹町 白鷹農村勤労福祉センター ” を 「 “ 白鷹町 白鷹町就業構造改善センター ” に改める。

## 公 告

自衛隊法施行令（昭和29年政令第179号）第114条、第117条第1項及び第118条の規定により、2等海士及び2等空士として採用する自衛官の募集を次のとおり行う。

平成19年7月10日

山形県知事 齋 藤 弘

### 1 募集期間等

| 募集種目及び募集人員                 | 募集期間                                  | 試験期日          | 試験の概要                        | 試験場の位置 | 試験場の名称     | 採用時期         |
|----------------------------|---------------------------------------|---------------|------------------------------|--------|------------|--------------|
| 2等海士（男子若干名）<br>2等空士（男子若干名） | 平成19年<br>7月10日<br>から同年<br>8月24日<br>まで | 平成19年9月<br>2日 | 筆記試験<br>口述試験<br>適性検査<br>身体検査 | 東根市    | 陸上自衛隊神町駐屯地 | 平成19年<br>10月 |

### 2 応募手続

応募しようとする者は、自衛隊山形地方協力本部において志願票及び受験票を受け取り、これに所定の事項を記入して、住所地を管轄する市町村長又は自衛隊山形地方協力本部に提出すること。

### 3 その他

詳細については、自衛隊山形地方協力本部（電話023(622)0711）、市役所、町村役場又は山形県総務部市町村課（電話023(630)2075）に問い合わせること。

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第10条第1項の規定により、次のとおり特定非営利活動法人の設立の認証について申請があった。

平成19年7月10日

山形県知事 齋 藤 弘

### 1 申請のあった年月日

平成19年6月28日

### 2 申請に係る特定非営利活動法人の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地並びにその定款に記載された目的

#### (1) 名称

特定非営利活動法人 きらりよしじまネットワーク

#### (2) 代表者の氏名

神野恵隆

#### (3) 主たる事務所の所在地

東置賜郡川西町大字吉田字の場5886 - 1 番地

#### (4) 定款に記載された目的

この法人は広く地域活動を振興し、地域住民に対して生涯学習、社会教育事業、地域づくり事業、環境保全事業、産業創造事業等を通して、地域住民の教養の向上、健康の増進、生活文化の振興、社会福祉の増進に寄与すると共に、行政を含む多種・多様な団体等との協働を推進したまちづくりを広域的に展開し、且つこの活動のための広報、啓発によるネットワークを充実する活動を推進し、社会の繁栄に寄与することを目的とする。

地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条第1項の規定により、山形県給与等システムの仮想マシン化及び疑似Web化検証事業に係る機器の賃貸サービスの調達について、一般競争入札を次のとおり行う。

なお、この入札に係る調達は、1994年4月15日マラケシュで作成された政府調達に関する協定の適用を受ける。

平成19年7月10日

山形県知事 齋 藤 弘

### 1 入札の場所及び日時

(1) 場 所 山形市松波二丁目8番1号 山形県庁 e-ミーティングルーム（15階）

- (2) 日 時 平成19年8月20日(月) 午前10時
- 2 入札に付する事項
- (1) 調達をする特定役務の名称及び数量 山形県給与等システムの仮想マシン化及び擬似Web化検証事業に係る機器の賃貸サービス 一式
- (2) 調達をする特定役務の仕様等 入札説明書及び入札要件書による。
- (3) 契約期間 平成19年9月1日から平成22年8月31日まで
- (4) 履行場所 入札説明書による。
- (5) 入札方法 (3)の契約期間に掲げる期間に相当する料金の総価のうち7箇月分に相当する金額により行う。落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の5に相当する金額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額)をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。
- 3 入札参加者の資格
- 次に掲げる要件をすべて満たす者であること。
- (1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4第1項の規定に該当しないこと。
- (2) 平成19年度山形県物品等及び特定役務の調達に係る競争入札の参加者の資格等に関する公告(平成19年1月30日付け県公報第1811号)により公示された資格を有すること。
- (3) 山形県競争入札参加資格者指名停止要綱に基づく指名停止措置を受けていないこと。
- (4) 当該機器の賃貸サービス又はこれと同等のサービスに関する契約の実績を有すること。
- 4 契約条項を示す場所、入札説明書及び入札要件書の交付場所並びに契約に関する事務を担当する部局等  
山形市松波二丁目8番1号 山形県総務部改革推進室情報企画課給与システム担当  
電話番号023(630)3270
- 5 入札保証金及び契約保証金
- (1) 入札保証金 免除する。
- (2) 契約保証金 契約金額の100分の10に相当する金額以上の額。ただし、山形県財務規則(昭和39年3月県規則第9号)第135条各号のいずれかに該当する場合は、契約保証金を免除する。
- 6 入札の無効
- 入札に参加する者に必要な資格のない者のした入札、入札に関する条件に違反した入札その他山形県財務規則第122条の2の規定に該当する入札は、無効とする。
- 7 落札者の決定の方法
- 山形県財務規則第120条第1項の規定により作成された予定価格の範囲内で最低の価格をもって入札(有効な入札に限る。)をした者を落札者とする。
- 8 契約の手續において使用する言語及び通貨  
日本語及び日本国通貨
- 9 その他
- (1) この公告による入札に参加を希望する者は、競争入札参加資格確認申請書又は競争入札参加資格審査申請書並びに搬入計画書及び3の(4)に係る事項を証明する書類(以下「証明書等」という。)を平成19年8月13日までに提出すること。この場合において、証明書等を提出した者は、入札日の前日までに証明書等に関し説明又は協議を求められた場合は、それに応じるものとする。
- (2) この契約においては、契約書の作成を必要とする。この場合において、当該契約書には、談合等に係る契約解除及び賠償に関する定め、個人情報の保護に関する定め並びにこの契約に係る次年度以降の歳入歳出予算が成立しない場合の契約解除に関する定めを設けるものとする。
- (3) この入札及び契約については、県の都合により、調達手續の停止等があり得る。
- (4) 詳細については入札説明書による。
- 10 Summary
- (1) Nature and quantity of the service to be procured: Equipment lease of Virtual machine making and Pseudo web making about Yamagata Prefecture salary system 1set
- (2) Time-limit for tender: 10:00A.M. August 20, 2007
- (3) Contact point for the notice : Salary system group, Information Planning Division, Administrative System Reform Promotion Office, General Affairs Department, Yamagata Prefectural Government 8-1

Matsunami 2-chome, Yamagata-shi, Yamagata-ken 990-8570 Japan TEL 023-630-3270

平成19年7月10日印刷  
平成19年7月10日発行

発行所 山形県庁  
発行人 山形県

〒990-0047 山形市旅籠町二丁目1-21  
印刷所 坂部印刷株式会社  
印刷者 坂部登  
電話 山形(631)2057 (631)2056